

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第35号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の施行により土地改良法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第35号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を次のように改
正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)